



第 4 章

子どもが笑顔で育つために



第4章 子どもが笑顔で育つために

1 幼児期の学校教育・保育の確保

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」「その実施時期」を定める単位となる市内の区割りのことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。

本市は、コミュニティエリアが10地区に分かれていますが、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の各事業の利用状況が地区を超えての利用となっていることから、市全体を1つの区域として設定し、必要な提供体制を確保していきます。

(2) 教育・保育給付事業

① 事業概要と現状

少子化が進む中、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が平成27年度からスタートし、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付が創設されました。

子どもの成長に必要な規模の集団を保ち、良質かつ適切な教育及び保育が提供できるよう体制を確保し、子どもが笑顔を絶やさず生きる力を培う居場所を提供します。

本市の教育・保育施設は、全て新制度に加入しており、認定こども園の他、幼稚園・保育所合わせて17の施設があります。

地域型保育給付事業は、市が定める基準に適した施設で、原則として3号認定児が対象となり、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、

事業所内保育事業がありますが、本市においては実施していません。

施設一覧

種 別	施 設 名	設 置 場 所	地 区
認定こども園 (幼保連携型)	つくし第一こども園	小屋敷字宮岸	北
	つくし第二こども園	作場町	中部
	中郷こども園	末広	中部
	美郷こども園	追子野木二丁目	追子野木
	認定こども園美しの森	錦町	東
	六郷保育園	三島字宮元	六郷
	上十川保育園	上十川字大野一番	上十川
	山形こども園	花巻字長坂南	山形
	あけぼのこども園	あけぼの町	上十川
	認定こども園東雲幼稚園	上山形字中野馬場	山形
(幼稚園型) (保育所型)	認定こども園たけみ	角田	東
幼稚園	聖テレジア幼稚園	大町二丁目	西部
保 育 所	黒石保善園	西ヶ丘	西部
	アリス保育園	内町	西部
	千徳保育園	浅瀬石字村上	浅瀬石
	黒石若葉保育園	乙徳兵衛町	西部
	幸成保育園	北美町三丁目	中部

〈資料 福祉総務課(H31.4.1現在)〉

認定こども園…教育及び保育を一体化で行う施設で、3歳から5歳の児童は、教育・保育を一緒に受けることができます。

幼稚園…満3歳から小学校就学までの児童に対して教育を行う施設です。

保育所…父母等が就労や病気等のため日々家庭において児童の保育ができない場合、保護者に代わって児童を保育する施設です。

教育・保育給付児童数

(単位 人)

認定	児 童	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号	3歳児	7	16	12	29	29
	4歳児	9	14	17	35	39
	5歳児	18	21	15	42	47
2号	3歳児	209	201	203	173	182
	4歳児	215	207	201	194	163
	5歳児	197	202	209	194	179

認定	児 童	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3号	0歳児	93	79	72	61	60
	1歳児	190	176	174	165	157
	2歳児	211	204	185	199	173
計		1,149	1,120	1,088	1,092	1,029

〈資料 福祉総務課(4.1基準日)〉

1号認定児…教育を希望する満3歳以上の小学校就学前の子ども（対象施設 認定こども園・幼稚園）

2号認定児…保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前の子ども（対象施設 認定こども園・保育所）

3号認定児…保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前の子ども（対象施設 認定こども園・保育所）

② ニーズ調査から見た課題

保育ニーズが増加傾向にあるため、保育需要を適切に把握し、待機児童が発生しないよう提供体制の確保が求められています。

また、量的拡充だけでなく、保育士等の人材確保についても検討が求められています。

③ 今後の取り組み

本市では、幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ幼保連携型の認定こども園への移行を進め、保育だけに留まらず、広く教育を提供できる場を増やしていきます。既存施設からの移行は、事業者の意向を十分踏まえながら進めます。

また、幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、小学校との交流や小学校教職員との合同研修の実施支援など幼・保・小の連携の推進を図ります。

0歳から2歳の児童の保育提供率は対象人口の95%、3歳から5歳の児童の教育・保育提供率は対象人口の100%を見込み、待機児童が出ない環境を整備します。

保育士等の人材確保は、幅広く連携を図り、情報収集を行います。



教育・保育給付事業の量の見込みと確保方策

(単位 人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,082	1,035	984	950	924
1号認定(3-5歳)		113	106	101	97	95
2号認定(3-5歳)		482	453	428	415	405
3号認定	(0歳)	161	154	148	144	139
	(1・2歳)	326	322	307	294	285
②確保方策		1,128	1,080	1,025	992	965
1号認定(3-5歳)		119	111	105	101	99
2号認定(3-5歳)		489	461	435	424	413
3号認定	(0歳)	163	156	150	146	141
	(1・2歳)	357	352	335	321	312
過不足(②-①)		46	45	41	42	41

【この表の見方】(以下「…事業の量の見込みと確保方策」において同じ。)

量の見込み…ニーズ調査から得たニーズ量(後編「資料」参照)とこれまでの実績を考慮し、市民が必要とする量を見込んだものです。

確保方策…それぞれの年度に市が確保を目指す量です。

過不足…確保方策から量の見込みを引いたものです。確保方策の量が量の見込みを上回ったものは十分な受け入れ態勢ができています。

(3) 施設等利用給付事業

① 事業概要と現状

平成元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化に伴い、次に掲げる認定区分に応じ施設の利用料が無料となりました。

認定区分	対 象 者	無償化となる施設・事業
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園を利用し、教育部分のみの無償化を申請するもの	新制度未移行幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	クラス年齢3歳以上小学校就学前子どもであって、保育の必要性があり、右欄の利用の無償化の申請をするもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
新3号認定	クラス年齢2歳以下の子どもであって、保育の必要性があり、かつ、市民税非課税世帯に属しているもので、右欄の利用の無償化の申請をするもの	

子育てのための施設等利用給付の請求は、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、確認を受けた各施設において取りまとめを依頼し、償還払いで給付しています。

給付の実施は、保護者の利便性を考慮し、毎月としています。

② 今後の取り組み

現在の手続状況を維持しつつ、手続が煩雑であるとの保護者の声を受け、請求手続の簡素化が図れるかを検討します。

特定子ども・子育て施設等の確認については、県との連携や情報共有を図り、円滑に実施できるよう努めます。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

① 事業概要と現状

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本市では、黒石市子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。

② 今後の取り組み

子育て支援の充実を図るため、対象児童の拡大を図ります。

 利用者支援事業の量の見込みと確保方策 (単位 か所)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足 (②－①)	—	—	—	—	—

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要と現状

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、4つの教育・保育施設に委託をしています。また、この4施設では、お互いに連携・協力して、週2回、子育てひろば「ま～な」をスポカルイン黒

石で実施しています。

② ニーズ調査から見えた課題

ニーズ調査から出たニーズ量が実績を大きく上回っており、利用したくてもなかなか利用しづらい環境にあることが分かりました。子育てをする上で気軽に相談できる人は身近な人が多く、公的機関は少ない傾向にあります。日常的に孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で5.1%でしたが、就労家庭においても子育ての相談場所や交流場所の設置を望む声は多く、身近な人以外に相談できる環境づくりが求められています。

③ 今後の取り組み

ニーズ調査からみた課題解決には、施設の休日開設が必要と考えますが、まずは、「ま～な」はもとより、他の地域子育て支援拠点施設の周知に努め、現在開設している施設機能の稼働を充実させていきます。



地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

(単位 人回)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,967	2,895	2,768	2,668	2,579
②確保方策	3,320	3,320	3,320	3,320	3,320
過不足(②－①)	353	425	552	652	741
実施か所数(か所)	5	5	5	5	5

※ 人回＝回数を基準とした年間延べ人数

(3) 妊婦健康診査事業

① 事業概要と現状

母子保健法に基づき、妊婦の健康診査の普及徹底を図り、疾病又は異常の早期発見と早期措置を図るとともに、安全な妊娠・出産を支援し、健全な出産の環境づくりに努めることを目的に妊婦に対する健康診査を実施しています。

母子健康手帳とともに交付される県が指定した妊婦委託健康診査受診票を委託医療機関に提出し、1人につき14回（多胎妊娠の場合は、更に7回追加）、公

費で健康診査を受けることができます。

② 今後の取り組み

安全・安心な妊娠・出産のため、必要な検診回数の確保及び公費負担の実施、里帰り出産などへの受診の配慮を継続します。

妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策 (単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	170	165	159	152	148
② 確保方策	170	165	159	152	148
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要と現状

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行っています。

② 今後の取り組み

母子健康手帳の交付や出生届時などの機会を活用し、積極的な事業の周知を図り、事業を継続します。

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策 (単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	158	154	148	142	138
② 確保方策	158	154	148	142	138
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

① 事業概要と現状

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者、又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

本市では、助産師による専門的相談や家事援助を行っています。

② 今後の取り組み

要保護児童対策協議会の調整機関と十分に連携を図り、適正な支援内容で継続します。

養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策 (単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 事業概要と現状

要保護児童対策協議会の連携強化を図り、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と関係機関間の連携強化を図っています。

地域住民への周知を図る取り組みとして、黒石りんごまつりにおいてグッズの配布やオレンジリボンの共同制作など児童虐待防止の普及活動を行っています。

② 今後の取り組み

調整機関職員の専門性強化を図るとともに、ネットワーク構成員との連携強化を図り、実務者会議の開催を増やしていきます。

地域住民への周知は、引き続き継続して実施します。

(7) 子育て短期支援事業

① 事業概要と現状

保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

現在、本市では実施していません。

② 今後の取り組み

ニーズはありませんでしたが、緊急時に備え、入所場所の確保に取り組めます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

① 事業概要と現状

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本市では実施していませんが、黒石市・平川市・藤崎町の社会福祉協議会が合同で規模を小さくして実施しています。

② 今後の取り組み

援助を希望する者と援助を行うことを希望する者のバランスをとるため、援助を行うことを希望する者を増やす取り組みを検討し、当該事業の本格的な実

施をめざします。

(9) 一時預かり事業

① 事業概要と現状

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行っています。

施設一覧

種 別	施 設 名	地 区	幼稚園型	一般型	余裕活用型
認定こども園 (幼保連携型)	つくし第一こども園	北			
	つくし第二こども園	中部			
	中郷こども園	中部	○	○	
	美郷こども園	追子野木	○	○	
	認定こども園美しの森	東			○
	六郷保育園	六郷	○		○
	上十川保育園	上十川	○		○
	山形こども園	山形			
	あけぼのこども園	上十川		○	
	(幼稚園型) 認定こども園東雲幼稚園	山形	○		○
	(保育所型) 認定こども園たけみ	東			
幼稚園	聖テレジア幼稚園	西部	○		
保育所	黒石保善園	西部			
	アリス保育園	西部		○	
	千徳保育園	浅瀬石			
	黒石若葉保育園	西部			
	幸成保育園	中部		○	

〈資料 福祉総務課(H31.4.1現在)〉

【一時預かり事業の種類】

幼稚園型…主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受けることができます。幼稚園で実施している預かり保育を含みます。

一般型…主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児が開設している施設において一時的に保護を受けることができます。

余裕活用型…主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児が、開設している施設において当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合に利用定員数を限度に一時的に保護を受けることができます。

② ニーズ調査から見た課題

ニーズ量が実績値を大きく上回りました。利用までつながらない保護者が多いと考えられます。

③ 今後の取り組み

日常生活の突発的な事情や社会参加、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、まずは、既存開設施設の周知徹底をした上でどの施設でも受け入れ可能となることを目指します。

幼稚園型一時預かり（預かり保育を含む。）については、保育を必要としながら1号認定として教育を受けている子どもが幼児教育・保育無償化の制度を受けられるように、それ以外の一時預かりについては市内の全教育・保育施設で受けられるよう、一時預かり事業開設施設の拡充に努めます。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりの量の見込みと確保方策

（単位 人日52週）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,856	7,391	6,977	6,783	6,615
②確保方策	10,353	9,657	9,135	8,787	8,613
過不足（②－①）	2,497	2,266	2,158	2,004	1,998

※ 人日52週＝日にちを基準とし年間を52週とした延べ人数



上表以外の一時預かりの量の見込みと確保方策

(単位 人日52週)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	503	482	458	443	430
②確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
過不足 (②－①)	497	518	542	557	570

※ 人日52週＝日にちを基準とし年間を52週とした延べ人数

(10) 延長保育事業（時間外保育事業）

① 事業概要と現状

保育認定を受け、保育施設に通っている子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において保育を実施しています。

本市では、市内の全教育・保育施設が実施しています。

② 今後の取り組み

様々な雇用形態に対応できるよう、全施設での実施を継続します。



延長保育事業の量の見込みと確保方策

(単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	579	554	526	509	495
②確保方策	775	743	706	682	663
過不足 (②－①)	196	189	180	173	168

(11) 病児保育事業

① 事業概要と現状

本市では、病後児保育を実施しています。

保育を必要とする乳幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病

院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育しています。

現在、中郷こども園と幸成児童館に専用スペースが確保され運営されています。

② ニーズ調査から見た課題

ニーズ量が実績値を大きく上回りました。利用までつながらない保護者が多く、周知不足と利用申し込みの煩雑さが影響しているのではないかと考えます。

③ 今後の取り組み

病後児保育の利用の受け入れ体制の見直しを行い、市民が利用しやすい体制づくりを検討した上で開設施設の周知に努めます。

病児(病後児)保育事業の量の見込みと確保方策 (単位 人日)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	415	397	377	366	354
②確保方策	870	870	870	870	870
過不足 (②－①)	455	473	493	504	516

※ 人日＝日にちを基準とした年間の延べ人数

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業概要と現状

低所得で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子どもが、日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用その他これらに類する費用の一部を、また、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。以下同じ。）の副食費の一部を補助する事業です

現在、本市では実施していません。

② 今後の取り組み

現在、ニーズはありませんが、子どもの貧困対策として現状把握に努め、必要性について検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業概要と現状

新制度において多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者へ支援を行う事業です。

また、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、子どもの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

現在、本市では障害児保育事業費補助金として対象施設に補助金を交付する事業を実施しています。

② 今後の取り組み

現在、認定こども園で補助を受けている施設はありません。人材確保不足と制度の周知不足が考えられますので、まずは施設への周知と障害児の把握に努め、施設との連携を図ります。

3 子どもの居場所づくり

(1) 児童館管理運営事業

① 事業概要と現状

児童館は、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにし、児童の健全育成に資することを目的とした、18歳までの児童が自由に利用できる施設で、本市は6館あります。

施設一覧

施設名	種別	設置場所	地区
西部児童館	市立	境松一丁目	西部
上十川児童館	市立	上十川字留岡一番	上十川
幸成児童館	私立	北美町三丁目	中部
東児童センター	市立	東町	東
北地区児童センター	市立	小屋敷南	北
千徳なかよし児童館	私立	浅瀬石字村上	浅瀬石

〈資料 福祉総務課 (H31. 4. 1現在)〉

利用児童数

(単位 人日)

利用者	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼児	5,696	5,619	9,666	8,933
小学生	8,089	6,408	9,740	8,690
中学生以上	72	121	78	98
計	13,857	12,148	19,484	17,721

※ 人日＝日にちを基準とした年間の延べ人数

〈資料 福祉総務課 (H31. 4. 1現在)〉

② ニーズ調査から見た課題

利用方法の柔軟な対応が求められています。また、冬の遊び場の要望もあり、児童館の対応と考えます。

③ 今後の取り組み

まずは、ニーズに対応した利用の方法を検討します。また、老朽化が著しい施設もあり、整備方法を検討します。

(2) 放課後児童健全育成事業（地域子ども・子育て支援事業）

① 事業概要と現状

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図っています。

本市では、市内10地区に1か所ずつ拠点を設け、「りんごクラブ」と称しています。

平成29年度から子どもの安全を守るため、利用定員を守り、入所に審査を要しています。



施設一覧

施 設 名	種別	設 置 場 所
西部地区りんごクラブ	市立	西部児童館内（境松一丁目）
上十川地区りんごクラブ	市立	上十川児童館内（上十川字留岡一番）
中部地区りんごクラブ	市立	幸成児童館内（北美町三丁目）
東地区りんごクラブ	市立	東地区児童センター内（東町）
北地区りんごクラブ	市立	北地区児童センター内（小屋敷南）
浅瀬石地区りんごクラブ	市立	千徳なかよし児童館内（浅瀬石字村上）
山形地区りんごクラブ	市立	山形公民館内（温湯字派）
牡丹平地区りんごクラブ	市立	牡丹平公民館内（牡丹平字諏訪野平）
追子野木地区りんごクラブ	市立	おこのき友遊館内（追子野木一丁目）
六郷地区りんごクラブ	市立	黒石市農村環境改善センター内（赤坂字野崎）

〈資料 福祉総務課(H31.4.1現在)〉



登録児童数

(単位 人)

利用者	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 年 生	151	163	168	124	118
2 年 生	161	150	150	134	122
3 年 生	136	142	123	108	126
4 年 生	37	54	44	64	63
5 年 生	33	25	34	38	36
6 年 生	33	31	18	16	29
計	550	565	537	484	494

<資料 福祉総務課(4.1基準日)>

② ニーズ調査から見えた課題

子どもを一時的に預かるだけでなく、学力の向上をはじめ子どもの成長につながる事業内容の充実などが求められています。

③ 今後の取り組み

放課後児童健全育成事業の整備は、ニーズ量に対応したクラブ数の整備がまずは大事と考えています。

本市で開設している放課後児童クラブ「りんごクラブ」については、小学校の統廃合に関わらず地区のコミュニティエリアを崩さず、1地区最低1クラブ40人を基準とし、既設の場所を活用しながら、クラブ数の拡充を進めます。

また、施設の老朽化が著しい場所もあることから、子どもたちが安全、快適に過ごせるよう順次改善するため検討します。



放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

(単位 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	608	589	571	540	509
1 年 生	149	135	135	118	112
2 年 生	146	143	130	130	114
3 年 生	151	148	144	132	132
4 年 生	79	81	79	77	70
5 年 生	44	44	45	44	43
6 年 生	39	38	38	39	38

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
②確保方策	514	559	599	599	599
1 年 生	126	128	142	131	132
2 年 生	123	136	136	144	134
3 年 生	128	140	151	146	155
4 年 生	67	77	83	85	82
5 年 生	37	42	47	49	51
6 年 生	33	36	40	43	45
過不足 (②－①)	△94	△30	28	59	90

(3) 障害児通所支援事業

① 事業概要と現状

心身に障害を持ち、自宅で生活する幼児及び児童を対象に、日常生活の基本動作の訓練や集団生活への適応訓練等を行い、社会的自立を支援しています。

施設一覧

施 設 名	種別	設 置 場 所
天使の森	市立	境松一丁目（西部地区）
花りんご	私立	中川字篠村（浅瀬石地区）
ココノバ	私立	緑ヶ丘（中部地区）

〈資料 福祉総務課 (H31. 4. 1現在)〉

利用児童数

(単位 人日)

利用者	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼 児	79	146	198	274
小学生以上	527	448	451	589
計	606	594	649	863

※ 人日＝日にちを基準とした年間の延べ人数

〈資料 福祉総務課〉

② 今後の取り組み

障がいをもつ子どもが円滑に施設を利用し支援が受けられるよう、施設と連携して取り組みます。